

1. 議事日程

〔平成25年第3回安芸高田市議会9月定例会第1日目〕

平成25年 9月10日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 認定第1号 平成24年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第2号 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第3号 平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第4号 平成24年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第5号 平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第6号 平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第7号 平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第8号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第9号 平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第10号 平成24年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第11号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第12号 平成24年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第13号 平成24年度安芸高田市水道事業決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第60号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第61号 工事請負契約の変更について【光ネットワーク整備工事】 |
| 日程第18 | 議案第62号 安芸高田市子ども・子育て会議条例 |
| 日程第19 | 議案第63号 安芸高田市診療所条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 議案第64号 安芸高田市歯科診療所条例を廃止する条例 |
| 日程第21 | 議案第65号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第22 | 議案第66号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例 |

- 日程第 2 3 議案第78号 工事請負契約の締結について【安芸高田市消防本部消防救急無線デジタル化整備工事】
- 日程第 2 4 議案第67号 平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 2 5 議案第68号 平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 6 議案第69号 平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 7 議案第70号 平成25年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 8 議案第71号 平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 9 議案第72号 平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 0 議案第73号 平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 1 議案第74号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 2 議案第75号 平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 3 議案第76号 平成25年度安芸高由市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 4 議案第77号 平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	藤井昌之	16番	青原敏治
17番	金行哲昭	18番	塚本近

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

8番	大下正幸	9番	水戸眞悟
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	永井初男	総務部長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	小田忠	建設部長兼公営企業部長	西原裕文
教育次長	沖野和明	消防長	久保高憲
会計管理者	森川薫	八千代支所長	叶丸一雅
美土里支所長	高本修	高宮支所長	藤井静雄
甲田支所長	秋重正義	向原支所長	岡崎賢志
総務課長	杉安明彦	行政経営課長	西岡保典
政策企画課長	山平修	代表監査委員	木原張登
監査委員事務局長	神岡眞信		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局次長	山中章利
事務局次長	山中章利
事務局次長	山中章利
事務局次長	山中章利

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○塚本議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
外輪事務局長。

○外輪事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育委員長、代表監査委員より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧が提出されております。  
第2点、市長より工事請負契約の締結についての報告がありました。  
第3点、市長より議会の委任による専決処分事項について2件の報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。以上で諸般の報告を終わります。

○塚本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、8番 大下正幸君、及び9番 水戸眞悟君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○塚本議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長 秋田雅朝君。

○秋田議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会報告を行います。  
平成25年第3回定例会の運営につきまして、去る8月5日及び9月3日に議会運営委員会を開き、次のとおり、決定いたしましたので、報告いたします。  
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から10月1日までの22日間といたしました。議事の都合により、9月11日、9月14日から16日、並びに9月18日から9月30日までを休会といたします。  
本定例会に付議されます案件は、認定13件、議案19件の計32件でございます。  
議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、認定第1号から第13号までの13件につきましては、提案理由の説明の後、監査報告、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託、議案第67号から第77号

までの11件につきましても、提案理由説明後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。また、議案第60号は、総務企画常任委員会へ、議案第62号は、文教厚生常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。その他の議案につきましては、委員会付託を省略することといたしました。なお、9月3日の議会運営委員会までに、提出のあった陳情・要望等につきましては、お手元に配布した一覧表のとおり、各常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、14人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、9月12日、13日をそれぞれ7人といたします。以上、報告を終わります。

○塚本議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は22日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第3 認定第1号 平成24年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第4 認定第2号 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第5 認定第3号 平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第6 認定第4号 平成24年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第7 認定第5号 平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第6号 平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第7号 平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第8号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第9号 平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第10号 平成24年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第11号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第12号 平成24年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第13号 平成24年度安芸高田市水道事業決算の認定について

○塚本議長 日程第3、認定第1号「平成24年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から日程第15、認定第13号「平成24年度安芸高田市水道事

業決算の認定について」の件までの13件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成25年第3回定例会を招集をさせていただきましたところ、議員の皆様方御多用の中、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

この夏は連日の猛暑に加え厳しい残暑が続き、また9月に入ってから前線の停滞や台風の影響による集中豪雨など不安定な天気が続きましたが、9月も半ばを迎え、やっと秋らしい爽やかな天候になりつつあるように思います。

さて、このたびの定例会では、平成24年度の決算認定議案13件、条例及び補正予算関係の議案19件を提出いたしております。どうかよろしく御審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、認定第1号から認定第13号までの提案理由についての、御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、平成24年度安芸高田市一般会計決算、及び各特別会計決算並びに安芸高田市水道事業決算の認定を求めらるるものであります。認定第1号から認定第13号まで、一括して説明をさせていただきます。

最初に、認定第1号「平成24年度安芸高田市一般会計決算」は、歳入総額263億9,683万6,861円、歳出総額255億2,630万1,772円で、実質収支6億8,952万2,089円となりました。

次に、認定第2号「平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算」は、歳入総額47億2,028万9,450円、歳出総額40億1,379万8,150円で実質収支7億649万1,300円となりました。

次に、認定第3号「平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算」は、歳入総額4億3,722万4,939円、歳出総額4億2,806万5,030円で、実質収支915万9,909円となりました。

次に、認定第4号「平成24年度安芸高田市介護保険特別会計決算」は、歳入総額41億2,228万8,548円、歳出総額40億8,235万7,127円で、実質収支3,993万1,421円となりました。

次に、認定第5号「平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計決算」は、歳入総額4,882万9,065円、歳出総額4,771万6,256円で、実質収支111万2,809円となりました。

次に、認定第6号「平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算」は、歳入総額3億9,808万5,170円、歳出総額3億9,416万4,630円で、実質収支392万540円となりました。

次に、認定第7号「平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事

業特別会計決算」は、歳入総額4億582万4,945円、歳出総額4億569万8,991円で、実質収支12万5,954円となりました。

次に、認定第8号「平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算」は、歳入総額3億9,763万2,815円、歳出総額3億8,078万8,521円で、実質収支1,684万4,294円となりました。

次に、認定第9号「平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算」は、歳入総額2億8,432万5,818円、歳出総額2億8,423万4,261円で、実質収支9万1,557円となりました。

次に、認定第10号「平成24年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算」は、歳入総額927万5,925円、歳出総額922万8,798円で、実質収支4万7,127円となりました。

次に、認定第11号「平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算」は、歳入総額5億5,816万3,272円、歳出総額5億5,798万9,607円で、実質収支17万3,665円となりました。

次に認定第12号「平成24年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算」は、歳入総額1,361万9,824円、歳出総額1,353万1,365円で、実質収支8万8,459円となりました。

次に認定第13号「平成24年度安芸高田市水道事業決算」の収益的収入及び支出の決算額は、収入額2億5,691万3,773円、支出額2億3,744万4,080円で、当年度純利益は1,173万6,334円で、当年度未処分利益剰余金は7,135万1,678円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算額は、収入額1億5,355万8,350円、支出額2億3,143万4,793円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,787万6,443円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額773万3,359円、当年度分損益勘定留保資金6,407万8,079円及び建設改良積立金606万5,005円で補填したものでございます。

以上、13議案につきまして、慎重に審議をくださり、適切なる認定をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○塚本議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて、会計管理者から要点の説明を求めます。

会計管理者 森川薫君。

○森川会計管理者

それでは、「平成24年度安芸高田市一般会計」並びに「特別会計の歳入歳出決算」につきまして、決算書に基づきまして要点の説明を申し上げます。

最初に、平成24年度安芸高田市一般会計の歳入歳出決算の御説明を申し上げます。まず、全体の予算規模でございますが、当初の予算額は、235億4,400万円でしたが、その後、6回の補正を行いまして、5億1,791万6,000円を追加いたしますとともに、前年度からの繰越明許費38億5,504万2,000円を含みまして、279億1,695万8,000円をもちまして執行をいたしました。

それでは、決算書の5ページをお願いいたします。初めに、歳入の決

算でございます。

予算現額が279億1,695万8,000円、調定額283億7,542万4,031円に対しまして、収入済額は263億9,683万6,801円で、収納率は93.3%でございます。4,029万2,578円の不納欠損処分を行いまして、19億3,860万8,458円が収入未済となりました。この収入未済額は、繰越明許費にかかります財源でございます国庫支出金、県支出金、市債、分担金及び負担金などが含まれております。

次に、歳出の決算でございます。11ページをお願いいたします。予算現額279億1,695万8,000円に対しまして、支出済額は255億2,630万1,772円で、執行率は91.44%でございます。繰越明許費といたしまして16億1,312万円を翌年度に繰り越しをしております。

14ページをお願いいたします。以上の結果によりまして、平成24年度一般会計の収支決算につきましては、歳入総額が263億9,683万7,000円、歳出総額は255億2,630万2,000円となりまして、歳入歳出差引額は、8億7,053万5,000円となりましたので、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。なお、実質収支額につきましては、繰越明許費にかかります一般財源等、1億8,101万3,000円を差し引きました6億8,952万2,000円の黒字となり、このうち4億円を地方自治法の規定に基づきまして、財政調整基金、それから減災金に繰り入れをいたしました。

それでは、歳入につきまして、款別に御説明をいたします。15ページをお願いいたします。

1款市債でございますが、収入済額33億7,869万4,760円でございます。調定額に対します収納率は95.8%でございます。1,013万6,920円の不納欠損処分を行いまして、1億3,862万7,567円が収入未済となりました。

17ページをお願いいたします。2款の地方譲与税でございます。収入済額2億1,414万4,296円でございます。

続いて、3款利子割交付金でございますが、収入済額は787万1,000円でございます。

続いて、4款配当割交付金、収入済額555万2,000円でございます。

5款の株式等譲渡所得割交付金につきましては、収入済額139万4,000円でございます。

続いて、6款地方消費税交付金でございますが、収入済額が2億9,391万7,000円でございます。

続いて、7款ゴルフ場利用税交付金は、収入済額3,062万8,629円でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

8款の自動車取得税交付金でございますが、収入済額7,281万7,000円でございます。

続いて、9款地方特例交付金につきましては、収入済額1,041万8,000円でございます。

続いて、10款の地方交付税は、収入済額104万2,752万2,000円ござ

います。

11款交通安全対策特別交付金は、収入済額が572万5,000円でございます。

続いて、12款分担金及び負担金でございますが、収入済額3億2,763万8,400円、調定額に対します収納率は95.4%でございます。42万3,060円の不納欠損処分を行いまして、事業の繰り越しに伴います農業費分担金などを含めまして、1,526万7,768円が収入未済となっております。

23ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料でございますが、収入済額3億6,998万341円、調定額に対します収納率は97.0%でございます。214万2,348円の不納欠損処分を行いまして、944万1,046円が収入未済となっております。

27ページをお願いいたします。

14款国庫支出金でございます。収入済額24億1,867万8,491円で、収納率は90.8%でございます。収入未済額2億4,587万1,000円につきましては、事業の繰り越しに伴います総務費、土木費、消防費、教育費にかかります国庫補助金がそれぞれ収入未済となったものでございます。

33ページをお願いいたします。

15款県支出金は、収入済額が16億7,365万3,453円で、収納率は88.5%でございます。収入未済額2億1,698万6,000円につきましては、事業の繰り越しに伴います民生費県補助金、農林水産業費県補助金がそれぞれ収入未済となったものでございます。

45ページをお願いいたします。

16款の財産収入につきましては、収入済額9,137万8,544円でございます。

次に、49ページをお願いいたします。

17款の寄附金は、収入済額416万9,950円でございます。

続いて、18款繰入金でございますが、収入済額1億6,695万8,949円でございます。

53ページをお願いいたします。

19款の繰越金でございます。収入済額4億6,998万3,708円でございます。

続いて、20款の諸収入でございますが、収入済額2億9,141万1,340円で、調定額に対する収納率は43.3%でございます。2,759万250円の不納欠損処分を行いまして、3億5,441万5,077円が収入未済となっております。

続いて、61ページをお願いいたします。

61ページ、21款市債でございます。収入済額は61億3,430万でございます。収納率は86.5%、収入済額9億5,800万円につきましては、事業の繰り越しに伴います総務債、民生債、農林水産業債、土木債、消防債、教育債、特別会計繰出債、及び災害復旧債がそれぞれ収入未済となったものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

続いて、歳出につきまして款別に御説明をいたします。

67ページをお願いいたします。

1款の議会費でございますが、支出済額が2億911万1,185円で、執行率は98.3%でございます。

続いて、2款の総務費でございますが、支出済額が85億7,475万7,431円で、執行率は87.5%でございます。繰越明許費の9億57万円につきましては、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費、備品購入費などが翌年度へ繰り越しをしたものでございます。

85ページをお願いいたします。

3款の民生費でございます。支出済額が55億5,123万4,946円で、執行率は95.4%でございます。繰越明許費の1億3,942万6,000円につきましては、事業の繰り越しに伴います委託料、負担金補助及び交付金を翌年度へ繰り越しをしたものでございます。

続いて、97ページをお願いいたします。

4款の衛生費でございます。支出済額が15億1,665万8,105円で、執行率は96.8%でございます。

次に、101ページをお願いいたします。

5款の労働費につきましては、支出はございませんでした。

続いて、6款農林水産業費でございます。支出済額が17億4,567万8,628円で、執行率は89.7%でございます。繰越明許費の1億5,941万2,000円は、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

109ページをお願いいたします。

7款の商工費でございますが、支出済額は1億866万547円で、執行率は94.9%でございます。

続いて、111ページをお願いいたします。

8款の土木費でございますが、支出済額が12億3,702万3,153円で、執行率は84.6%でございます。繰越明許費の1億5,312万7,000円につきましては、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費、繰出金等を翌年度へ繰り出したものでございます。

次に、119ページをお願いいたします。

9款の消防費でございます。支出済額7億9,455万3,614円で、執行率は83.1%でございます。繰越明許費の8,209万4,000円につきましては、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費、公有財産購入費を翌年度へ繰り越しをいたしております。

次に、121ページをお願いいたします。

121ページは、10款の教育費でございます。支出済額が17億2,664万8,571円で、執行率は90.0%でございます。繰越明許費の1億6,219万1,000円につきましては、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越しをいたしております。

次に、137ページをお願いいたします。

11款の災害復旧費でございます。支出済額は8,284万6,328円で、執行率は70.4%でございます。繰越明許費の1,630万円は事業の繰り越しに伴います工事請負費等を翌年度へ繰り越すものでございます。

それから、同ページ下段にございます12款の公債費でございますが、支出済額は39億7,912万9,264円で、執行率は99.96%でございます。

139ページをお願いいたします。

13款の予備費につきましては、支出はございませんでした。歳出につきましては、以上でございます。

続いて、これから御説明をいたします11の特別会計の決算につきましては、各会計とも収支概要の御説明とさせていただきたいと思っております。御了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、初めに、平成24年度国民健康保険特別会計の歳入歳出決算でございます。

143ページをお願いいたします。

143ページは歳入の決算でございますが、予算現額が46億4,857万6,000円、調定額が48億4,164万7,685円に対しまして、収入済額が47億2,028万9,450円で、収納率は97.5%ございました。収入未済額の1億1,409万4,535円は、746万2,300円の不納欠損処分を行った後の国民健康保険税が収入未済となったものでございます。

147ページをお願いいたします。

147ページは、歳出の決算でございます。予算現額46億4,857万6,000円に対しまして、支出済額は40億1,379万8,150円で、執行率は86.3%でございます。

次に、150ページをお願いいたします。

実質収支につきましては、歳入総額47億2,028万9,000円、歳出総額40億1,379万8,000円で、歳入歳出差引額は7億649万1,000円の黒字となりましたので、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成24年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算について御説明申し上げます。173ページをお願いいたします。

173ページは歳入の決算でございます。予算現額4億3,047万9,000円、調定額4億3,676万4,295円に対しまして、収入済額は4億3,722万4,939円で、収納率は100.1%でございます。これにつきましては、収入済額の中に還付未債額82万5円が含まれております。その関係で収入済額が調定額を上回ったものでございます。収入未済額の35万9,361円につきましては、後期高齢者医療保険料が収入未済となったものでございます。

続いて、175ページをお願いいたします。

175ページは歳出の決算でございます。予算現額4億3,047万9,000円に対しまして、支出済額が4億2,806万5,000円で、執行率は99.4%でございます。

178ページをお願いいたします。

実質収支につきましては、歳入総額が4億3,722万5,000円、歳出総額

が4億2,806万5,000円で、歳入歳出差引額は916万円の黒字となりまして、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

続いて、平成24年度介護保険特別会計の歳入歳出決算でございます。189ページをお願いいたします。

歳入の決算でございます。予算現額が41億6,425万円、調定額が41億2,955万4,268円に対しまして、収入済額が41億2,228万8,548円で、収納率は99.8%でございます。収入未済額の630万922円は、141万8,898円の不納欠損処分を行った後の介護保険料が収入未済となったものでございます。

続いて、193ページをお願いいたします。

193ページは歳出の決算でございます。予算現額は41億6,425万円に対しまして、支出済額が40億8,235万7,127円で、執行率は98.0%でございます。

196ページをお願いいたします。

実質収支につきましては、歳入総額が41億2,228万9,000円、歳出総額が40億8,235万7,000円で、歳入歳出差引額は3,993万2,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成24年度介護サービス特別会計の歳入歳出決算でございます。221ページをお願いいたします。

221ページは歳入の決算でございますが、予算現額が4,912万3,000円、調定額4,882万9,065円に対しまして、収入済額も同額でございます。収納率は100%で、収入未済はございません。

続いて、223ページをお願いいたします。

223ページは歳出の決算でございます。予算現額が4,912万3,000円、これに対しまして支出済額が4,771万6,256円で、執行率は97.1%でございます。

続いて、226ページをお願いいたします。

実質収支につきましては、歳入総額が4,882万9,000円、歳出総額が4,771万6,000円で、歳入歳出差引額は111万3,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

続いて、平成24年度公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。231ページをお願いいたします。231ページは、歳入の決算でございます。予算現額が4億7,881万円、調定額4億7,078万5,883円に対しまして、収入未済額は3億9,808万5,170円で、収納率は84.6%でございます。収入未済額の7,270万713円は、加入者分担金が46万5,000円、下水道使用料68万5,713円、これと事業の繰り越しに伴います国庫補助金、一般会計繰入金、市債等がそれぞれ収入未済となったものでございます。

233ページをお願いいたします。

233ページは歳出の決算でございます。予算現額4億7,881万円に対しまして、支出済額は3億9,416万4,630円で、執行率は82.2%でございます。繰越明許費の7,530万4,000円につきましては、事業の繰り越しに伴

います委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

236ページをお願いいたします。

実質収支につきましては、歳入総額3億9,808万5,000円、歳出総額3億9,416万5,000円で、歳入歳出差引額は392万円となりました。これを翌年度へ繰り越しをいたしました。なお、実質収支額につきましては、繰越明許費にかかります一般財源375万4,000円を差し引きました16万6,000円の黒字ということになります。

次に、平成24年度特定環境保全公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。245ページをお願いいたします。

245ページは歳入の決算でございます。予算現額が4億2,051万7,000円、調定額4億754万2,691円に対しまして、収入済額が4億582万4,945円で、収納率は99.6%でございます。収入未済額の171万5,384円は、2,362円の不納欠損処分を行った後の下水道使用料が収入未済となったものでございます。

247ページをお願いいたします。

247ページは歳出の決算でございます。予算現額4億2,051万7,000円に対しまして、支出済額は4億569万8,991円で、執行率は96.5%でございます。

続いて、250ページをお願いいたします。

実質収支につきましては、歳入総額4億582万5,000円、歳出総額4億596万9,000円、歳入歳出差引額は12万6,000円となりました。これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成24年度農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算でございます。259ページをお願いいたします。259ページは歳入の決算でございます。予算現額4億1,790万2,000円、調定額4億1,073万1,641円に対しまして、収入済額は3億9,763万2,815円で、収納率は96.8%でございます。収入未済額1,309万8,826円につきましては、下水道使用料が109万826円、及び事業の繰り越しに伴います県補助金1,200万円でございます。

261ページをお願いいたします。

261ページは歳出の決算でございます。予算現額4億1,790万2,000円に対しまして、支出済額は3億8,078万8,521円で、執行率は91.1%でございます。繰越明許費の2,880万円は、事業の繰り越しに伴います委託料を翌年度へ繰り越しをしたものでございます。

264ページをお願いいたします。

実質収支につきましては、歳入総額3億9,763万3,000円、歳出総額3億8,078万9,000円で、歳入歳出差引額は1,684万4,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。なお、実質収支額といたしましては、繰越明許費にかかります一般財源1,680万円を差し引きました4万4,000円の黒字となりました。

次に、平成24年度浄化槽整備事業特別会計の歳入歳出決算でございます。273ページをお願いいたします。273ページは歳入の決算でございます。

す。予算現額2億9,434万2,000円、調定額2億8,573万1,953円に対しまして、収入済額は2億8,432万5,818円で、収納率は99.5%でございます。収入未済額の129万5,845円は、11万290円の不納欠損処分を行った後の浄化槽使用料でございます。

275ページをお願いいたします。

275ページは歳出の決算でございます。予算現額2億9,434万2,000円に対しまして、支出済額2億8,423万4,261円で、執行率は96.6%でございます。

278ページをお願いいたします。実質収支につきましては、歳入総額2億8,432万6,000円、歳出総額2億8,423万4,000円で、歳入歳出差引額は9万2,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成24年度コミュニティ・プラント整備事業特別会計の歳入歳出決算でございます。287ページをお願いいたします。287ページは歳入の決算でございますが、予算現額は1,019万円、調定額は927万5,925円に対しまして、収入済額は927万5,925円、同額で収納率は100%でございます。収入未済はございません。

289ページをお願いいたします。289ページは歳出の決算でございますが、予算現額1,019万円に対しまして、支出済額は922万8,798円で、執行率は90.6%でございます。

次に、292ページをお願いいたします。実質収支につきましては、歳入総額927万6,000円、歳出総額922万9,000円で、歳入歳出差引額は4万7,000円の黒字となりまして、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成24年度簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。299ページをお願いいたします。299ページは歳入の決算でございます。予算現額が5億6,978万6,000円、調定額が5億6,274万1,842円に対しまして、収入済額は5億5,816万3,272円で、収納率は99.2%でございます。収入未済額の440万441円は、17万8,129円の不納欠損処分を行った後の水道使用料でございます。

301ページをお願いいたします。

301ページは歳出の決算でございます。予算現額5億6,978万6,000円に対しまして、支出済額は5億5,798万9,607円で、執行率は97.9%でございます。

続いて、304ページをお願いいたします。実質収支につきましては、歳入総額が5億5,816万3,000円、歳出総額が5億5,799万円で歳入歳出差引額は17万3,000円の黒字となりまして、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成24年度飲料水供給事業特別会計の歳入歳出決算でございます。313ページをお願いいたします。313ページは歳入の決算でございます。予算現額1,510万5,000円、調定額1,362万2,260円に対しまして、収入済額は1,361万9,824円で、収納率は99.98%でございます。収入未済額の2,436円につきましては、水道使用料が収入未済となったものでござ

ざいます。

続いて、315ページをお願いいたします。315ページは、歳出の決算でございます。予算現額1,510万5,000円に対しまして、支出済額は1,353万1,365円で、施行率は89.6%でございます。

続いて、318ページをお願いいたします。

実質収支につきましては、歳入総額1,362万円、歳出総額1,353万1,000円で、歳入歳出差引額は8万9,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

323ページ以降につきましては、公有財産、債権、物品、基金等の財産に関する調書でございます。

以上で、平成24年度一般会計並びに特別会計の決算の状況の要点説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○塚本議長 これをもって要点の説明を終わります。

次に、監査委員から、本13件に関する審査意見の報告を求めます。

代表監査委員 木原張登さん。

○木原代表監査委員 平成24年度の一般会計、特別会計及び水道事業の決算の審査でございますが、その執行状況等につきまして、安芸高田市監査基準に基づき、水戸監査委員と審査を行い、合議に達しましたので御報告申し上げます。

初めに、平成24年度安芸高田市各会計歳入歳出決算に関する審査意見につきまして、お手元に配付されております意見書により御報告申し上げます。

審査に付されました、平成24年度安芸高田市一般会計、及び11の特別会計の決算書、及び附属書類は関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、例月現金出納検査の結果等を踏まえ、関係職員の説明を求め審査を行いました。

平成24年度各会計歳入歳出決算書及び不足する書類は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、諸書類と照合審査の結果、その計数は正確であることを認め、また予算の執行についてもおおむね適正であると認めました。

審査の結果、決算の状況は、一般会計、特別会計を合わせた総額では、形式収支、実質収支、単年度収支ともに黒字となっており、市債の借入残高は472億7,748万7,000円と前年度より5.1%増加し、未収金は6億4,817万1,000円と前年度より5.7%減少しております。普通会計におきます財政構造を見ると、財政力指数は0.317で前年度より0.01ポイント下降し、経常収支率は89.0%と前年度より0.4ポイント下降しましたが、依然として計上一般財源は乏しい状況にあります。

意見といたしまして、普通交付税の合併特例加算が減額され、地方税等の増収は期待できない状況では、より効率的な事業の執行に努めていただき、高い費用対効果を望むものでございます。

個別項目も主なものといたしまして、不納欠損でございますが、市債県管理の適正化を図るための条例を制定され、一方で費用をかけながら

回収する見込みのない不良債権を維持することの不合理さの解決に充てられております。条例を適時適切に活用され、債務者に不公平感を抱かせないような効果的な運用が必要ではないかと思われまます。

また補助金でございますが、財政が縮小しますと、どうしても補助金の見直しが必要となってまいります。当市においては特徴のある補助金制度があり、事業の推進に活用されております。例えば、住めーる補助金は今後の税収に寄与するものでございますし、地域農道リフレッシュ事業補助金や自主防災組織補助金は自助を推進する役目を果たすものでございます。このように補助金が一定の効果を発揮いたしますよう見直しに当たっては、自助・共助の可能性を探られ、漫然と習慣的に行う補助金とならないよう望むものでございます。

また、婚活事業は効果的な補助金と同様、レバレッジ、てこの効果がでございます。若者定住促進支援事業と合わせ、引き続き効果的な運用を望むものでございます。

最後に、光ネットワーク整備事業でございますが、多くの可能性を秘めております。例えば、独居老人の安否確認や行政報告会などその双方向性通信の機能を十分に生かすためには、加入者が不足していると思われまます。市民にその必要性や利便性などを説明しながら普及率を限りなく100%に近づけることを望むものでございます。

次に、平成24年度安芸高田市水道事業決算に関する審査意見につきまして、お手元に配付されております意見書により御報告申し上げます。

審査に付されました、平成24年度安芸高田市水道事業の決算につきましては、決算書、財務諸表、及び附属書類について関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、経営成績及び財政状況が適正であるか、関係職員の説明を求め審査を行いました。

平成24年度決算報告書、その他財務諸表及び決算附属書類は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、諸書類と照合、審査の結果、その計数は正確で、当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を明瞭に表示しているものと認めました。

審査の結果につきましては、当年度純利益は1,173万6,000円で、前年度より795万1,000円増加し、主要な利益手法である総収支比率、経常収支比率、営業収支比率はいずれも前年度を上回っており、損益の分岐点である100%を超えております。財政状況についても企業の支払い能力を示す流動比率や当座比率は正常でありまして、当面問題はないと考えまます。簡易水道事業等の統合も予定されており、厳しい財政状況が予測されまますが、今後とも現状の好調を維持しながら問題に対処して、安心・安全な水を供給し、市民に不安のない水道事業を望むものでございます。

次に、普通会計による決算状況でございますが、お手元に配付されております、平成24年度安芸高田市健全化判断比率等審査意見書により御

報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により審査に付されました、健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令等に準拠して作成しているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに関係職員の説明を求め、審査を行いました。健全化判断比率及び資金不足比率は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確であることを認めました。

審査の結果につきましては、財政健全化を判断する4指標はいずれも基準値を超えるものではございませんでした。また、実質公債比率、将来負担比率とも前年度より改善が見られました。今後とも財政状況には予断を許すことなく、限られた予算で最大限の効果を上げ、健全で安定した財政運営を要望するものでございます。

終わりに、「人輝く・安芸高田」は、みずからの地域はみずからの手でとした活動と参加に基づいた住民と行政の協働により実現されるものでございます。今後とも、市民一人一人を輝かせる効果ある施策を展開していただくよう要望いたしまして、審査意見の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○塚本議長 以上で審査意見の報告を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案13件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することといたします。
この際、11時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時03分 休憩

午前 11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第60号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○塚本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
日程第16、議案第60号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第60号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由の御説明を申し上げます。

社会福祉法人指導監査専門員につきましては、社会福祉法第56条第1項に基づく社会福祉法人に対する指導監査を適正かつ公正に実施するた

め設置をするもので、報酬額については、月額報酬を予算の範囲内で別に定めるものでございます。

また、子ども・子育て会議委員につきましては、議案第62号で新たに制定する「安芸高田市子ども・子育て会議条例」に基づき設置をされます「子ども・子育て会議委員」として、月額7,000円を追加するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第61号 工事請負契約の変更について【光ネットワーク整備工事】

○塚本議長 日程第17、議案第61号「工事請負契約の変更について【光ネットワーク整備工事】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第61号、「工事請負契約の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成25年議案第47号により議決を得た「光ネットワーク整備工事」の請負契約を、工事内容の変更により、契約額を1億9,764万3,600円増額することについて、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長より要点の説明を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 それでは、議案第61号「工事請負契約の変更について」、要点の説明を申し上げます。

説明資料の裏面のほうをごらんいただきたいと思います。

光ネットワーク整備工事変更概要を記述しております。工事名 光ネットワーク整備工事。工事場所 安芸高田市内全域。工期につきましては、平成24年3月17日から平成26年3月31日。契約の相手方は、株式会社 中電工安芸高田営業所でございます。契約金額でございますが、当初契約金額は、35億8,050万円。これは平成24年3月16日契約となっております。第1回変更として、平成25年2月26日、6,158万4,600円を増額し、総額36億4,208万4,600円となっていたものを、今回議案第61号におきまして、第2回の変更として1億9,764万3,600円の増額を行い、変更後の契約

金額を38億3,972万8,200円とするものでございます。

工事概要につきましてはそこに記述しておるとおりでございますが、今回の主たる変更概要でございますが、全体的には、まず当初、安芸高田市内実質世帯数である1万1,970世帯に対して80%程度の加入を見込んで設計を行い、9,576世帯の加入を見込んで当初設計を行ったものでございます。そうした中、平成25年6月末現在におきまして、申し込みを締め切ったところ、計画を上回る申し込みがございました。この申込件数の確定に伴い、各工事の追加を行うものでございます。

内容について少し説明をさせていただきます。線路設備の変更が80万5,475メートルから現時点で82万1,855メートルに変更をしたいというものの。1万6,380メートルの増となり、これが概ね2,650万円の増加となります。

引き込み線工事、及びD-ONU、IP告知端末・お太助フォンというものですが、の追加が、当初より673件増の5,040万円、引き込み線工事ですね。D-ONUが891台増の4,040万円の増、IP告知端末・お太助フォンが987台増の6,000万円の増額でございます。

また、線路管理監視システムの機能強化ということの中で、1万件を超えたということの中で管理システムの追加を前倒して導入したいというもので、2,030万の追加でございます。以上、全体1億9,764万3,600円の増額をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号「工事請負契約の変更について【光ネットワーク整備工事】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第62号 安芸高田市子ども・子育て会議条例

○塚本議長 日程第18、議案第62号「安芸高田市子ども・子育て会議条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第62号「安芸高田市子ども・子育て会議条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成24年8月22日に公布されました「法律第65号子ども・子育て支援法」により、子ども・子育て支援に関する審議会、その他の合議制の機関を設置することが努力義務として課されているため、条例を制定し、「安芸高田市子ども・子育て会議」を設置するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第63号 安芸高田市診療所条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第19、議案第63号「安芸高田市診療所条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第63号「安芸高田市診療所条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、市が開設者であります「安芸高田市横田診療所」の民間移管事業につきまして、民設民営の手法で新築移転が完了いたし、本年5月より「津田医院」として開院いたしましたことから、「安芸高田市診療所条例」の一部を改正し、「安芸高田市横田診療所」を廃止をさせていただきます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 それでは、議案第63号「安芸高田市診療所条例の一部を改正する条例」につきまして、要点の御説明を申し上げます。

本案は、これまで市が開設者でございました「安芸高田市横田診療所」につきまして、一昨年度来、民間移管に向けた取り組みを進めてまいりましたが、今般、民設民営の方法により、美土里支所隣に新築移転が完了し、5月1日より新たに民間の「津田医院」として診療が開始されたところでございます。よって、議案の下段に掲げております改正前の別表第1及び別表第2からそれぞれ安芸高田市横田診療所を削除するものでございます。以上で要点の説明を終わります。

- 塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
9番 水戸眞悟君。
- 水戸議員 条件については理解をいたしておりますが、今後の老朽化した診療所施設を条例から除くわけですけれども、施設の今後の解体計画、あるいは地域の皆さん方の有効利用、こういったことについてお話があれば伺いをするところでございます。
- 塚本議長 答弁を求めます。  
福祉保健部長 武岡隆文君。
- 武岡福祉保健部長 今回の条例におきまして廃止をさせていただくということでございまして、これに関連して老朽化をしております当該施設についての今後の解体、あるいは有効活用についてのお尋ねでございます。  
まず、歯科診療所等につきましては、かなり老朽化をして施設も傷んでございます。したがって、これにつきましては、解体撤去し、更地にさせていただいて、可能であれば、隣の駐在所の駐車場として活用させていただきたいというふうに考えております。  
それともう1点、横田診療所につきましても医師住宅も併設でございますので、ここらの施設の処分については、現在、施設あるいは土地の価値を調査するというので、今後、売却も含めた検討も進めてまいりたいというふうに考えてございます。
- 塚本議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第63号「安芸高田市診療所条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第64号 安芸高田市歯科診療所条例を廃止する条例

- 塚本議長 日程第20、議案第64号「安芸高田市歯科診療所条例を廃止する条例」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第64号「安芸高田市歯科診療所条例を廃止する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、市が開設者であります「安芸高田市美土里歯科診療所」の民間移管事業につきまして、民設民営の手法で新築移転が完了し、本年5月より新たに「美土里ファミリー歯科」として開院いたしましたことから、このたび、「安芸高田市美土里歯科診療所条例」を廃止させていただくものでございます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 それでは、議案第64号「安芸高田市歯科診療所条例を廃止する条例」について、要点の御説明を申し上げます。

本案は、これまで市が開設者でございました「安芸高田市歯科診療所」につきまして一昨年度来、民間移管に向けた取り組みを進めてまいりましたが、今般、民設民営の方法により美土里支所隣に新築移転が完了し、5月1日より新たに民間の「美土里ファミリー歯科」として診療が開始されたところでございます。このため、安芸高田市美土里歯科診療所条例につきましては、これを廃止させていただくものでございます。以上で、要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号「安芸高田市歯科診療所条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第65号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第21、議案第65号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の

一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第65号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本年9月末竣工予定の向原生涯学習センターを、市文化センターの1館として位置づけ、11月から供用開始をするため、安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正し、向原生涯学習センターを加えるものであります。また、これに合わせて、これまで市民に親しまれてまいりました向原公民館を廃止をしますので、同条例の附則に安芸高田市公民館条例の廃止条項を追加するものであります。なお、向原生涯学習センターの名称は、このたび、193件の市民の皆様からの応募をもとに、市民の代表を含めた選考会議の選考結果を尊重いたし、正式名称を「向原生涯学習センターみらい」に決定をさせていただきました。市民の皆様が、このセンターを利用して、明るい未来が開けるようにという願いを込めた名称でございます。今後、多くの市民の皆様が親しまれ、活発に利用される施設となることを期待するものであります。どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 沖野和明君。

○沖野教育次長 それでは、議案第65号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の要点の御説明をいたします。議案書をごらんください。

改正の主なものにつきましては、向原生涯学習センターの完成に伴い、文化センターに向原生涯学習センターを加え、使用料を定め、附則で公民館条例を廃止するものでございます。表の右側が改正前で、左側が改正後でございます。

裏面の2ページ、3ページをお開きをいただきたいと思います。文化センターの名称及び位置に、安芸高田市向原生涯学習センターみらい、安芸高田市向原町坂333番地を追加いたしております。なお、館名の「みらい」につきましては、先ほど市長の提案理由で述べたとおりでございます。

第4条の休館日の変更は、これまで国民の祝日に関する法律における休日を基本としておりましたが、同法による祝日を基本とするよう改めるものでございます。これは、休日とは、例えば、祝日と日曜日が重なった場合、月曜日が法による休日となり、月曜日と火曜日が休館日ということになりますが、今回の改正で月曜日だけの休館日となるよう変更するものでございます。

なお、この開館体制につきましては、これまでの市民の皆様のを

受け、月曜日を特別開館しておりましたものを、このたび条例化するものでございます。

別表は、ホール研修室などの使用料を定めておりますが、向原生涯学習センターの使用料を追加しております。なお、使用料につきましては、他の文化センターの使用料と基準を合わせております。

また、(3) 研修室、その他の施設の八千代文化施設フォルテにおける小会議室の追加につきましては、これまで倉庫であったものを整理し、利用いただけるようにいたしましたので、使用料体系を整備したものでございます。

4ページをごらんください。附則の1項で、平成25年11月1日からの施行とし、11月1日に供用開始を予定いたしております。附則の2項で安芸高田市公民館条例を廃止するとし、向原公民館を11月1日で廃止する予定であります。

説明資料をごらんいただきたいと思います。説明資料の1ページに改正理由及び改正内容、2ページに向原生涯学習センターみらいの位置図、3ページに向原生涯学習センターみらいの各部屋の配置図、4ページに八千代文化施設フォルテの小会議室の配置図をつけております。以上で要点の説明を終わります。

- 塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)
- 塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)
- 塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第65号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第66号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例

- 塚本議長 日程第22、議案第66号「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第66号「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」について

て、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、向原図書館が建設中の生涯学習センターへ移転することに伴う位置変更をするもの、並びに図書館の開館時間及び休館日の変更を行うものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 沖野和明君。

○沖野教育次長 それでは、議案第66号「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」の要点の御説明をいたします。議案書をごらんください。

改正の主なものは、向原生涯学習センターみらいの完成に伴い、これまで向原公民館にありました向原図書館を向原生涯学習センターに移すものでございます。

裏の2ページをごらんください。第3条第7号の文言の改正は、公民館条例を廃止するため、相互協力する教育機関を文化センター等に変更するものでございます。

第5条の変更は文言の整理でございます。別表第1の変更は、向原図書館の位置を向原公民館から向原生涯学習センターみらいに移すものでございます。別表第2の変更が、休館日及び開館時間の変更でございます。文化センター条例と同様にこれまで国民の祝日に関する法律における休日を基本としておりましたが、同法による祝日を基本とするよう改めたものでございます。

中央図書館、つまりクリスタルアージュにあります中央図書館につきましては、5月3日、4日、5日に月曜日が当たる場合、休館するとしていたものを改正によりまして、この3日間につきましては除くものでございます。また、開館時間につきましては、これまで午前10時から午後7時まで開館していたものを土曜、日曜、5月の3日、4日、5日につきましては、開館時間を午前9時から午後6時まで1時間前倒しをする改正でございます。なお、5月の3日間につきましては、これまで月曜日に当たっていた場合は特別開館をしておりましたものを、このたび条例化したものでございます。また、土曜、日曜、5月の3日間の開館時間の前倒しにつきましては、4月から試行を行ってまいりましたが、市民の皆様の利用に支障がないとの分析をいたしましたので、このたび改正するものでございます。中央図書館を除く5館につきましては、同様の改正を行うものでございますが、なお、他の5館は5月の3日間につきましては、これまでどおり、月曜日に祝日が当たった場合は休館日となります。附則で条例の施行が向原生涯学習センターの供用開始日である平成25年11月1日としております。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

- 熊高議員 収入は向原の関係が多いと思いますが、最後のほうで休館日等の関係で5月の連休は中央図書館は開館をし、各地域の図書館は従前どおりだということですが、この辺の意図についてお伺いしたいと思います。
- 塚本議長 答弁を求めます。
教育次長 沖野和明君。
- 沖野教育次長 4月の末からゴールデンウィークにかけては子どもの読書週間に当たります。また、ゴールデンウィークにつきましては中央図書館について開所希望が多いということで中央図書館を開設いたしました当初から、開所を特別開館ということで開所いたしておりました。なお、残りの5館につきましては、利用者数が中央図書館の10分の1という利用者数の実態がございます。最大限の費用対効果を出したいということで、費用対効果の観点で職員の委託、事業者の委託料等の関係もございまして、休館といたしております。以上でございます。
- 塚本議長 答弁を終わります。
ほかに。
11番 熊高昌三君。
- 熊高議員 これに関しては一般質問でも出しておりますので、そこで議論したいと思いますが、費用対効果というのは当然考えるのが行政ですが、教育あるいは文化活動についてはすぐそういったものが出るというものでもないと思うんですね。さらには、5月の連休あたりはクリスタルアージョの中央図書館ではイベント等をうって集客もしていくという状況が現在あります。そういった観点からすると、各図書館でそういった取り組みをする中で集客というのは上げていくことのできる可能性はあると思うんですね。そういった観点を今後持っていただきたいと思いますが、この辺の検討をどんなふうにするか、お考えをお伺いしたいと思います。
- 塚本議長 答弁を求めます。
教育次長 沖野和明君。
- 沖野教育次長 議員御指摘の趣旨につきましては、理解をさせていただきます。ただし、行政におきましても費用対効果を考えて最大限の効果を出すよう、少ない財源の中で努力をしている部分がございます。
また、次年度以降、交付税の減額、特例措置も終了するというのもございます。選択と集中の中でしっかりと検討していきたいと考えております。以上でございます。
- 塚本議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第66号「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第78号 工事請負契約の締結について【安芸高田市消防本部  
消防救急無線デジタル化整備工事】

○塚本議長 日程第23、議案第78号「工事請負契約の締結について【安芸高田市消防本部消防救急無線デジタル化整備工事】」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第78号「工事請負契約の締結について」の、提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、安芸高田市消防本部 消防救急無線デジタル化整備工事を、西日本電信電話株式会社 広島支店と4億8,722万4,000円で請負契約を締結することについて、「安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
消防長 久保高憲君。

○久保消防長 それでは、議案第78号「工事請負契約の締結について」、要点の御説明を申し上げます。  
議案書をごらんください。契約の目的でございますが、安芸高田市消防本部 消防救急無線デジタル化整備工事でございます。  
契約の方法は、公募型設計・施工一括プロポーザル方式で行いました。契約の金額は、4億8,722万4,000円でございます。  
契約の相手方、住所 広島市中区基町6番77号。名称 西日本電信電話株式会社 広島支店。代表者 支店長 黒田吉広でございます。  
消防救急無線のデジタル化の概要等について、説明資料により御説明を申し上げます。  
経過でございますが、御承知のとおり、消防活動において消防救急無線は指揮命令の伝達、活動車両及び隊員間の連絡、傷病者の情報等の伝達を行うなど、災害活動を迅速、的確に行うため、必要不可欠な通信手段でございます。しかしながら、携帯電話等、新たな電波利用の需要増

大に伴い、現在の電波利用状況が大変逼迫した状態になっており、消防救急無線についてもデジタル化が求められ、平成15年10月に電波法関係審査基準が一部改正され、現在使用しております150MHz帯の消防アナログ無線の使用期限が、平成28年5月末までと定められたことにより、今回、260MHz帯の消防救急無線のデジタル化の整備を図るものでございます。

工事の概要でございますが、説明資料のイメージ図をごらんください。現行の150MHz帯消防アナログ無線は、消防本部と来女木基地局を無線回線で接続して運用しております。デジタル無線はアナログ無線に比べ、電波到達距離が2分の1から3分の1と減少しますので、八千代町、向原町のエリアをカバーするため、中馬基地局を新たに設置し、現行と同じ程度のエリアのカバーを確保しております。また、デジタル無線は消防本部から基地局まで直線の見通しが必要となりますが、いずれも見通すことができませんので、中継局が必要になります。消防本部から八千代支所、消防本部から高宮支所を有線回線で接続し、来女木基地局及び中馬基地局の山頂までは支所から無線回線で接続し、デジタル無線のシステムを構築するものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

9番 水戸眞悟君。

○水戸議員 9番。先ほど来の説明は十分理解できるんですけども、このたびデジタル化ということになりますと、先ほども説明がありましたように、到達距離が半減するといったようなことも含めて運用がされていくといったようなことで有線回線で結んでいく基地局が必要だといったような御説明なんですけれども、現在のアナログの通信状況に比して、いわゆる安芸高田市内には、先般もお伺いしたことがありますけれども、無線通信の不感地域といったものが点在をしております。そういうことにかんがみて、今回のデジタル化ということが従来に比してどのような効果をもたらすのか、どういうメリットがあるのか、そういったことを説明をいただきたいと思っておりますし、せっかくこれだけの費用をかけて、国のほうの法律も変わったということで28年度からというふうになるんでしょうけれども、災害等につきましても今年のゲリラ豪雨等々、いろいろ考えますと予期せぬ災害も発生するわけでございます。そういった地域が、いわば島根県境あたりには随分と土石流の危険地域といったようなものがありますけれども、先般もお話ししたように、そういうところ無線の不感地帯、あるいは携帯電話の不感地帯というのは重なっておりますから、そういったことが、できれば今回のデジタル化によって大きく改善されるのかどうか。そういったような部分についての有効性をお伺いするものであります。

○塚本議長 答弁を求めます。

消防長 久保高憲君。

○久保消防長　このデジタル化によつてのメリットという1点目、御質問と思います。これは従来のアナログ無線でしたら、周波数を合わせれば、いわゆる傍聴ができておつた。救急なり火災なりの無線の内容を傍受することができておつたというものが、デジタル化によりましてそういったことができなくなるといふことで、秘匿性が向上し、個人情報の保護が図られるといふのが最も大きなメリットでございます。

それから、災害時の孤立の危険性のある地域に対して、今回のデジタル化によつてどのように改善されていくかといふことでございます。基本的には、アナログ無線と同程度のエリアをカバーすることといふことを今回の主眼としております。御承知いただいておりますように、2分の1ぐらいの電波到達距離でございますから、いわゆる基地局がたくさん必要になるといふことでございます。アナログ無線のときに不感地帯だった部分を今回の工事で無線が通じるようにするといふことになりますと、いわゆる人口の少ない地域に対して基地局1基当たり、ざっくりでございますが、約1億かかります。そういった費用対効果といふことも含めまして、現状やつてきていたアナログと同程度のエリアをカバーできることを主眼としております。

これらにつきましては、いわゆる県境の地域につきましては、現状でも無線の不感地帯については中継部隊といふものを現場の近くに車両を配置しながら、現場と本部との間を無線中継しておりましたので、今後においてもそのような対応をしたいと考えております。以上でございます。

○塚本議長　以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
11番　熊高昌三君。

○熊高議員　11番。大きな予算をかけて機器を新しくするといふことで、いろんな意味で効果が大きいと思ひますが。先般、7月の終わりでしたか、緊急の申し入れをしておつた市民が、何度かけてもつながらないといふような状況があつて、その中身を聞いてみると、最初に誤報としての連絡が入つて、その切りかえができてなかつたといふことで、何度か、かけても通じないといふ状況があつたといふことを市民から聞いておりますが、要は、幾ら機器をよくしても人為的な操作がきちつとできていないとその効果がないといふふうな状況にあつたと思ひますね。そういった人為的なミスを防ぐようなシステム、そういったものも含めて今回改正をされるのか。あるいは当然、このシステムに関して人的な技術力のアップ、そういったことも含めて向上させる、そういったことが必要だと思ひますが、その辺についてのお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○塚本議長　答弁を求めます。  
消防長　久保高憲君。

○久保消防長　議員御指摘のとおり、ヒューマンエラーといふものをいかに減らしていくかといふのが重大な課題かと思ひております。今後とも職員教育を

徹底したいというふうに考えております。

それから、そのようなヒューマンエラーを少なくするための何か方策を今回とっておるかという御指摘でございますが、現在、西日本電信電話株式会社が元となって契約をしておりますが、これには119番を受け付ける指令台というものと連携が非常に大事になってきます。これを富士通ゼネラルが指令台を施工しておりますが、これを今回の工事の下請として、協力会社として入れるようになってございますので、この辺の連携をスムーズにとれるように方策はとられているというふうに考えております。以上です。

○塚本議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

5番 前重昌敬君。

○前重議員

1点、ちょっとお伺いいたします。

このデジタル化によりまして、今も連携という言葉が出ましたが、安芸高田市の消防団との今のアナログ無線との兼ね合い、この辺の連携というものをどういうふうに考えておられるか、ちょっとその辺をお聞きしたいのですが。

○塚本議長

答弁を求めます。

消防長 久保高憲君。

○久保消防長

消防団との連携でございますが、これについては火災の場合には119番が入った場合、今後におきましてお太助フォンで消防団への招集、告知をするということでございます。従来、消防団との連携については、現場での連携ということでございまして、特に無線を使った連携を今までもしておりません。今後においても無線の許可の関係でございまして、消防団には消防団波という独自の許可された電波があります。常備消防には、先ほどから言いますように、常備消防用の周波数の免許を受けております。ですから、消防団と直接に無線を通じての連携はできませんが、現場で指揮者同士、十分な連携をとっておりますので、今までも連携不足ということはないというふうに認識しております。今後もそのような体制でやっていきたいと考えております。以上です。

○塚本議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号「工事請負契約の締結について【安芸高田市消防本部消防救急無線デジタル化整備工事】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第24 議案第67号 平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第68号 平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第69号 平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第70号 平成25年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第71号 平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第72号 平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第73号 平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第74号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第75号 平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第76号 平成25年度安芸高由市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第77号 平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）

○塚本議長 日程第24、議案第67号「平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件から、日程第34、議案第77号「平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの11件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第67号から議案第77号までの提案理由について、一括して御説明させていただきます。

議案第67号「平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」についての、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2億2,353万5,000円を追加し、予算の総額を214億5,216万円とするものであります。

次に、議案第68号「平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についての、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2億5,933万4,000円を追加し、予算の総額を43億5,942万7,000円とするものであります。

次に、議案第69号「平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についての、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、812万円を追加し、予算の総額を4億5,259万3,000円とするものであります。

次に、議案第70号「平成25年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についての、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3,789万9,000円を追加し、予算の総額を42億8,877万4,000円とするものであります。

次に、議案第71号「平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）」についての、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、114万6,000円を減額し、予算の総額を4,790万5,000円とするものであります。

次に、議案第72号「平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についての、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、586万3,000円を追加し、予算の総額を4億4,993万2,000円とするものであります。

次に、議案第73号「平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についての、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、554万8,000円を追加し、予算の総額を4億1,558万5,000円とするものであります。

次に、議案第74号「平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についての、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、208万4,000円を追加し、予算の総額を4億4,453万円とするものであります。

次に、議案第75号「平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）」についての、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、20万9,000円を減額し、予算の総額を3億5,725万6,000円とするものであります。

次に、議案第76号「平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,435万

円を追加し、予算の総額を8億6,796万円とするものであります。

次に、議案第77号「平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」についての、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の営業費用につきまして、35万8,000円を減額し、予備費を、35万8,000円増額するものであります。予算第9条に定めた経費 職員給与費につきましては35万8,000円を減額し、1,871万7,000円とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案11件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することといたします。
以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会をいたします。次回は9月12日午前10時に再開をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 0時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員